郡山市求職者職業訓練支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、求職者の就業機会の拡充及び雇用の安定を図るため、再就職又は転職を目指し求職者支援訓練を受講する当該求職者に対し、当該訓練の受講に必要な経費に関し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 求職者 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)第2条に定める特定 求職者及びこれに準ずる者として公共職業安定所長が認めた者をいう。
  - (2) 求職者支援訓練 公共職業安定所長が指示した求職者支援法に基づく訓練をいう。

(補助金の交付の対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 現在求職中又は在職中ではあるが、再就職、転職、スキルアップを前提として職業能力等の向上を図ることを目的に令和4年4月1日以後に求職者援 訓練を受講した者
  - (2) 補助金の交付の対象となる経費について、本補助金と同種のものであると市長が認める補助等を受けていない者
  - (3) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第10条に定める失業等給付を受けていない者 (補助金の交付の対象経費等)
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、求職者支援訓練に要する教科書代とする。
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20,000円を限度とする。
- 3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (補助金の交付の申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、求職者支援訓練修了日の翌日から起算して3月以内に、郡山市求職者職業訓練支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 求職者支援訓練を修了したことが確認できる証明書(求職者支援訓練施設の長が発行したもの)の写し
  - (2) 求職者支援訓練に要した教科書代の支払いが確認できる領収書等の写し
  - (3) ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し
  - (4) 就職支援計画書の写し
  - (5) 個人情報利用及び調査に係る同意書(第2号様式)

- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条に規定する失業等給付を受給していない旨の申出書(第3号様式)
- (7) その他市長が必要と認めて指示する書類
- 2 前項に規定にする補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算 して5年間保存すること。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。 (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

## 第1号様式(第5条関係)

#### 郡山市求職者職業訓練支援助成金交付申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所 氏名

郡山市求職者職業訓練支援助成金交付要綱第5条第1項の規定により、郡山市求職者職業訓練支援助成金について、次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

#### 2 求職者支援訓練の受講状況

訓練科名							科
訓練実施施設名							
訓練期間	年	月	日	$\sim$	年	月	日
公共職業安定所就職支援期間	年	月	日	$\sim$	年	月	日

# 3 振込先

金融機関名			本支店名	
口座の種類	普通 •	当座	口座番号	
口座名義(カ	タカナ記入)			

#### 4 添付書類

- (1) 求職者支援訓練を修了したことが確認できる証明書(訓練の施設の長が発行したもの)の写し
- (2) 求職者支援訓練に要した教科書代の支払いが確認できる領収書等の写し
- (3) ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し
- (4) 就職支援計画書の写し
- (5) 個人情報利用及び調査に係る同意書(第2号様式)
- (6) 雇用保険法第10条に定める失業等給付を受給していない旨の申立書(第3号様式)

# 個人情報利用及び調査に係る同意書

年 月 日

郡山市長

申請者	住 所
	生年月日
	氏名(自署)
	雷話番号

私は、郡山市求職者職業訓練支援助成金の交付申請に伴い、下記の事項について同意します。

記

- 1 住民基本台帳(住民票等)を住民登録担当課へ確認すること。
- 2 求職者支援訓練状況について、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による就職支援指示を行った公共職業安定所へ確認すること。

郡山市長

申立人	住	所			
	<b></b>	(白罗)			

# 失業等給付を受給していない旨の申出書

	私、	は、	「職業訓練の	実施等による	5特定	求職者の諒	尤職
0	支援に関する法律」に基づき実施さ	れた	訓練期間中、	雇用保険法	第 10	条に規定す	ナる
失	業等給付を受給していないことを申	し出	ます。				

## 第1号様式(第5条関係)

#### 郡山市求職者職業訓練支援補助金交付申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所 氏名

郡山市求職者職業訓練支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、郡山市求職者職業訓練支援補助金について、次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

#### 2 求職者支援訓練の受講状況

訓練科名							科
訓練実施施設名							
訓練期間	年	月	日	$\sim$	年	月	日
公共職業安定所就職支援期間	年	月	日	$\sim$	年	月	日

### 3 振込先

金融機関名			本支店名	
口座の種類	普通 •	当座	口座番号	
口座名義(カ	タカナ記入)			

#### 4 添付書類

- (1) 求職者支援訓練を修了したことが確認できる証明書(訓練の施設の長が発行したもの)の写し
- (2) 求職者支援訓練に要した教科書代の支払いが確認できる領収書等の写し
- (3) ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し
- (4) 就職支援計画書の写し
- (5) 個人情報利用及び調査に係る同意書(第2号様式)
- (6) 雇用保険法第10条に定める失業等給付を受給していない旨の申立書(第3号様式)

# 個人情報利用及び調査に係る同意書

年 月 日

郡山市長

申請者	住 所
	生年月日
	氏名(自署)
	電話番号

私は、郡山市求職者職業訓練支援補助金の交付申請に伴い、下記の事項について同意します。

記

- 1 住民基本台帳(住民票等)を住民登録担当課へ確認すること。
- 2 求職者支援訓練状況について、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による就職支援指示を行った公共職業安定所へ確認すること。